

# 会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和3年2月25日号  
発行：会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部  
制作：政策財務課 政策企画班

## 町民の皆さまへ

2月に入り、会津管内でのクラスターの発生により、町内の感染者数が急増しています。今後、感染の拡大が見られる場合には、再び医療提供体制に大きな負荷がかかるとともに、地域経済にもマイナスの影響を与えるおそれがあり、予断を許さない状況となっています。

町民の皆さんは、気を緩めることなく、感染防止対策を徹底してください。会話をする際は必ずマスクを着用する、手指消毒、大声を避ける、十分な換気、人と人との距離の確保などについて徹底するとともに、日常生活において感染リスクが高まる「5つの場面」を十分に意識して慎重な行動をお願いします。体調に異常を感じたときはかかりつけ医や受診・相談センターに相談してください。

県では2月15日から3月31日までの間、クラスターの未然防止にポイントを絞った重点的な対策を実施しています。緊急事態宣言の対象地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来を自粛してください。また、感染対策が徹底されていない接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店等の利用は控えてください。

町民の皆さんには、引き続き、ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

感染された方々には心からお見舞いを申し上げますとともに一日も早い回復をお祈り申し上げます。誰もが感染する可能性があります。感染された方を特定したり、偏見や差別的な言動は厳に慎んでくださるよう強くお願いをいたします。

町は、引き続き、感染拡大防止対策の徹底を図り、地域経済の再生を目指して、しっかりと取り組みをしてまいります。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部長  
会津坂下町長

齋藤 文英

## 新型コロナウイルスワクチンの接種について

3月1日（月）より「両沼地方コロナワクチンコールセンター」の運用を開始します  
ワクチン接種券がご自宅に届きましたら、下記まで予約申し込みのお電話をお願いします。

両沼地方コロナワクチンコールセンター ナビダイヤル ☎0570-020-260  
平日：午前9時～午後5時（通話料はご本人様の負担となります）

なお、ワクチン接種の疑問や不安などもご相談ください。3月1日（月）より相談可能です。

ワクチン接種は完全予約制です。下記の流れに沿って予約をお願いします。

	接種完了までの流れ
3月中旬～	接種に必要な書類（ワクチン接種券）が自宅に郵送で届きます。 ※65歳に達する方から接種を予定していますが、その中でさらに時期を分けることもあります。 ワクチン接種券に同封の案内を確認し、両沼地方コロナワクチンコールセンター（※）に電話し、接種予約（接種する医療機関や接種日時など）を行います。 ※接種は町内の医療機関の他、両沼（河沼郡・大沼郡）管内の医療機関でも接種ができるよう調整中です。
4月上旬～	接種予約した日程でワクチン接種を受けます。 ※接種費用は無料です。

問 生活課 福祉健康班 ☎93-6169

## 感染症に関する相談窓口（感染の疑いがある場合は「受診・相談センター」までご相談ください）

相談種別	受付時間	電話番号
町相談窓口（生活課 福祉健康班）	平日 午前8時30分～午後5時15分	☎93-6169
受診・相談センター	24時間（平日・土日祝日を含む）	☎0120-567-747
福島県一般相談 （コールセンター）	平日 午前8時30分～午後9時 土日祝日 午前8時30分～午後5時15分	☎0120-567-177 FAX 024-521-7926

## 新型コロナウイルス感染症 町内発生状況

会津坂下 新型コロナ 発生状況 検索



スマートフォン  
で読み込んでく  
ださい。

### 町施設の使用自粛の解除について

下記の町施設において使用自粛をお願いしていたところですが、2月15日(月)よりご使用いただけるようになりましたのでお知らせします。なお、今後の感染状況により変更になる場合がありますのでご了承ください。今後とも、町の感染予防対策にご理解とご協力をお願いします。

**対象施設** 中央公民館/学校体育施設(社会文化班 ☎83-3010)、各地区コミュニティセンター/まちづくりセンター(政策企画班 ☎84-1504)、健康管理センター(保険年金班 ☎84-1501)、保健福祉センター(社会福祉協議会 ☎83-1368)、農村環境改善センター(農林振興班 ☎84-1505)、子育てふれあい交流センター(子ども支援班 ☎84-3712)、東分庁舎会議室(商工観光班 ☎83-5711)

### 出生特別給付金の申請について

**対象者** 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生し、会津坂下町の住民基本台帳に記録されたお子さん  
**給付額** 10万円 **申請・受給者** 対象者の保護者  
**申請方法** 該当される方に申請書を郵送します。記載された申請期限までに必要書類を添付し、申請してください。  
※申請期限までに申請されないと受給できなくなりますのでご注意ください。  
**問/申込** 総務課 行政管理班 84-1503

### 糸桜里の湯ばんげでは新型コロナウイルス感染症対策のうえ営業しています

感染症対策を徹底したうえで営業していますので、安心してご利用ください。また、昨年10月に全戸に配布しました「温泉利用券」をお持ちの方はご利用ください。

・入館時には、マスクの着用と手指のアルコール消毒をお願いします。・体調不良や発熱のある方は、入館をお控えください。

**問** 糸桜里の湯ばんげ ☎83-1151 産業課 商工観光班(東分庁舎) ☎83-5711

### 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(時短営業協力金)

県では、下記の要請に応じた事業者に対して、「時短営業協力金」を交付します。**なお、第1弾と第2弾はそれぞれ別個に申込みが必要**ですのでご注意ください。第2弾の申込書は2月22日(月)から配布しています。

**対象店舗** 県内に所在し、通常午後8時から翌日午前5時までの時間帯を含む営業を行っており、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた接待を伴う飲食店(風営法第2条第1項第1号に該当する店舗)、酒類を提供する飲食店(カラオケ店を含む)で、期間中、午後8時(酒類の提供は午後7時まで)から翌日午前5時までの営業自粛を行った店舗 ※惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニなどのイトインスペースを除く

	営業自粛対象期間	交付額	受付期限
第1弾	1月15日(金)~2月7日(日)	時短営業日数×1日4万円 ※最大104万円	3月10日(水)
第2弾	2月8日(月)~14日(日)	時短営業日数×1日4万円 ※最大28万円	3月31日(水)

※申請書は町役場商工観光班(東分庁舎)に設置しています。また、下記ホームページよりダウンロードも可能です。

**問** 福島県 新型コロナウイルス感染症に関する協力金の専用相談窓口(協力金コールセンター)  
(平日 午前9時30分~午後5時30分) ☎024-521-8575  
ホームページ(福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金)  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyouryokukin3.html>



### サーモグラフィ導入補助金

**対象者** 令和2年4月1日以降に設置型サーモグラフィを新たに購入した常時勤務者20名以上の中小企業・個人事業主で町税を滞納していない方  
**対象機器** 設置型サーモグラフィ(カメラ・モニターその他必要機器) ※町外支店・支所設置分は対象外  
**補助額** 購入費用の2分の1(1事業者1台あたり上限10万円 3台まで)

**申請方法** 商工観光班窓口または町ホームページから申請書を取得してお申込みください。

**申請期限** 令和3年3月31日(水)

**提出先** 〒969-6543 会津坂下町字市中二番甲 3650 番地(郵送または持参)

**問/申込** 産業課 商工観光班(東分庁舎) ☎83-5711/FAX83-5713 E-mail: nigiwai@town.aizubange.fukushima.jp

### 空気清浄機設置事業補助金

**対象者** 令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症対策のため、空気清浄機を新たに購入して設置した中小企業・個人事業主で、町税を滞納していない方  
**対象機器** 空気清浄機(ウイルス除去・不活性化などの効果があるもの)  
**補助額** 購入費用の2分の1(1事業者1台あたり上限2万円 3台まで)